

■ Article ■

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」の概要

東洋大学経営学部教授 金子 友裕

一 はじめに

企業会計基準委員会は、2019年7月4日に企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下、「時価算定会計基準」とする）を公表した。時価算定会計基準の公表までに、企業会計基準委員会は、2019年1月18日に企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」等を公表しており、「本会計基準は、公開草案に対して寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公開草案の内容の一部修正したうえで公表するに至った」（時価算定会計基準23項）とされている。

本メールマガジンでは、Vol.146において既に公開草案の概要を整理しているが、本稿では新たに公表された時価算定会計基準に従ってその概要を整理し、従来の会計基準との差異等を含め、紹介することとする。

二 時価算定会計基準の開発にあたっての基本的な方針

企業会計基準委員会は、時価算定会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとしている。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとしたとする（時価算定会計基準24項）。

また、IFRS13号では公正価値という用語が用いられているが、時価算定会計基準では、我が国における他の関連諸法規において広く時価という用語が用いられていること等を配慮し、時価という用語を用いていると説明している（時価算定会計基準25項）。

三 時価算定会計基準の範囲と適用時期

時価算定会計基準は、(1) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における金融商品、及び、(2) 企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産、の時価に適用する（時価算定会計基準3項）。

なお、時価算定会計基準は、(1) 及び (2) の範囲に含まれる時価をどのように算定すべきかを定めるものであり、どのような場合に資産、負債又は払込資本を増加させる金融商品を時価で算定すべきかを定めるものではないとしている。どのような場合に時価で算定すべきかについては、他の会計基準の定めに従うとし

ている（時価算定会計基準 28 項）。

なお、時価算定会計基準は、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。ただし、2020 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる。また、2020 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる（時価算定会計基準 16-17 項）。

また、時価算定会計基準の適用初年度においては、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用し、その変更の内容について注記することとしている。ただし、時価の算定にあたり観察可能なインプットを最大限利用しなければならぬ定めなどにより、時価算定会計基準の適用に伴い時価を算定するために用いた方法を変更することとなった場合で、当該変更による影響額を分離することができるときは、会計方針の変更に該当するものとし、当該会計方針の変更を過去の期間のすべてに遡及適用することができることとしている（時価算定会計基準 19-20 項）。

四 時価の定義

「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいうと定義されている（時価算定会計基準 5 項）。

ここで、時価の定義の変更に伴い、改正前の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」におけるその他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めについては、その平均価額が改正された時価の定義を満たさないことから削除されている。

そして、時価算定会計基準に定義する時価について、次の考え方が示されている（時価算定会計基準 31 項）。

- (1) 時価の算定は、市場を基礎としたものであり、対象となる企業に固有のものではない。
- (2) 時価は、直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格（資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格）であり、入口価格（交換取引において資産を取得するために支払った価格又は負債を引き受けるために受け取った価格）ではない。

なお、時価の定義における出口価格の概念は、IFRS 第 13 号及び Topic 820 において採用されているものであり、時価算定会計基準の範囲に含まれる項目の時価の定義について国際的に整合性を図る観点から、時価算定会計基準においても採用することとした。

- (3) 同一の資産又は負債の価格が観察できない場合に用いる評価技法には、関

連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする。

ただし、観察可能なインプット（レベル1のインプット及びレベル2のインプット）のみを使用することによっても時価を適切に算定することにはならず、観察可能なインプットを調整する必要がある状況があるため、インプットの観察可能性のみがインプットを選択する際に適用される唯一の判断基準ではなく、観察可能なインプットのうち関連性のあるものを最大限利用することとしている。

- (4) 時価を算定するにあたっては、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際の仮定を用いるが、資産の保有や負債の決済又は履行に関する企業の意図は反映しない。

五 時価の算定単位

資産又は負債の時価を算定する単位は、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示による。ただし、企業の文書化したリスク管理戦略又は投資戦略に従って、特定の市場リスク又は特定の取引相手先の信用リスクに関する正味の資産又は負債に基づき、当該金融資産及び金融負債のグループを管理している等の一定の要件を満たす場合には、特定の市場リスク又は特定の取引相手先の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定することができる。なお、この取扱いは特定のグループについて每期継続して適用し、重要な会計方針において、その旨を注記することとしている（時価算定会計基準6-7項）。

六 時価の算定方法

時価の算定にあたっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法を用いるとし、そのアプローチとして、マーケット・アプローチやインカム・アプローチが例示されている。また、評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にするとしている。そして、時価の算定にあたって複数の評価技法を用いる場合には、複数の評価技法に基づく結果を踏まえた合理的な範囲を考慮して、時価を最もよく表す結果を決定する。なお、時価の算定に用いる評価技法は、每期継続して適用し、当該評価技法又はその適用を変更する場合は、会計上の見積りの変更として処理するとしている（時価算定会計基準8-10項）。

時価の算定に用いるインプットは、図表1のようにレベル1のインプットから順に優先的に使用することとしている（時価算定会計基準11項）。

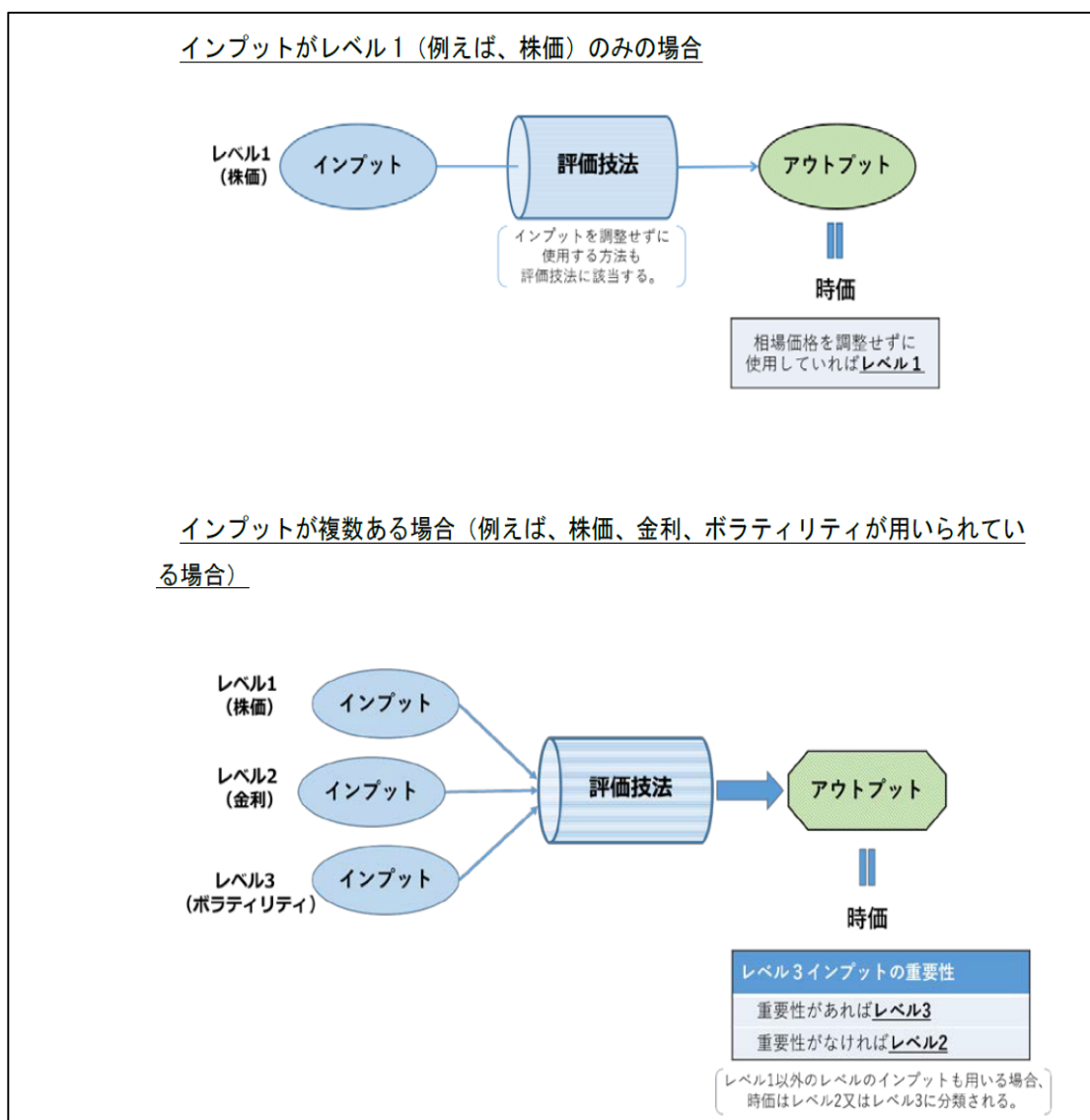
図表1 時価の算定に用いるインプット

レベル1 のインプ ット	時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないものをいう。当該価格は、時価の最適な根拠を提供するものであり、当該価格が利用できる場合には、原則として、当該価格を調整せずに時価の算定に使用する。
レベル2 のインプ ット	資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプットをいう。
レベル3 のインプ ット	資産又は負債について観察できないインプットをいう。当該インプットは、関連性のある観察可能なインプットが入手できない場合に用いる。

(出典) 時価算定会計基準11項

これらのインプットを用いて算定した時価は、その算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、レベル1の時価、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類する。なお、時価を算定するために異なるレベルに区分される複数のインプットを用いており、これらのインプットに、時価の算定に重要な影響を与えるインプットが複数含まれる場合、これら重要な影響を与えるインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに当該時価を分類する(時価算定会計基準12項)。

図表2 時価のレベルの分類における評価技法とインプットの関係¹



(出典) 『『時価の算定に関する会計基準』等の公表』12頁

ここで、資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債に係る通常の市場における活動に比して著しく低下していると判断した場合、取引価格又は相場価格が時価を表しているかどうかについて評価する。当該評価の結果、当該取引価格又は相場価格が時価を表していないと判断する場合（取引が秩序ある取引ではないと判断する場合を含む。）、当該取引価格又は相場価格を時価を算定する基礎として用いる際には、当該取引価格又は相場価格について、市場参加者が資産又は負債のキャッシュ・フローに固有の不確実性に対する対価として求めるリ

¹ 「ボラティリティ」は、通常、資産価格の変動の大きさを示す指標等とされる。

スク・プレミアムに関する調整を行うとしている（時価算定会計基準13項）。

また、負債又は払込資本を増加させる金融商品（例えば、企業結合の対価として発行される株式）については、時価の算定日に市場参加者に移転されるものと仮定して時価を算定するとされており、負債の時価の算定にあたっては、負債の不履行リスクの影響を反映するとしている。（時価算定会計基準14-15項）。

七 その他の取扱い

ここまで、時価算定会計基準の取扱いの概要を示していたが、その他の取扱いとして、『時価の算定に関する会計基準』等の公表」でも示されている2点を示すこととする。

1 第三者から入手した相場価格の利用

取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用いることができる。

この定めにかかわらず、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団又は企業（企業集団等）以外の企業集団等においては、第三者が客観的に信頼性のある者で企業集団等から独立した者であり、公表されているインプットの契約時からの推移と入手した相場価格との間に明らかな不整合はないと認められる場合で、かつ、レベル2の時価に属すると判断される場合には、次のデリバティブ取引については、当該第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができる。

(1) インプットである金利がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ（いわゆるプレーン・バニラ・スワップ）

(2) インプットである所定の通貨の先物為替相場がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である為替予約又は通貨スワップ

2 市場価格のない株式等の取扱い

時価算定会計基準においては、時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットに基づき時価を算定することとしている。このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されないことから、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の記載を削除した。

ただし、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き取得原価をもって貸借対照表価額とする取扱いとした。

これにより、これまで時価を把握することが極めて困難であるとして、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としていたもののうち、市場価格のない株式等に含まれないものについては、時価をもって貸借対照表価額とすることとなる。

なお、当該取扱いの理解のために「『時価の算定に関する会計基準』等の公表」では、改正後の金融商品の貸借対照表価額及び時価注記の取扱いの概要が図示されているので参照してもらいたい（『時価の算定に関する会計基準』等の公表」14頁）。

八 おわりに

時価算定会計基準の公表により我が国の会計基準として2つの時価の定義が生じたという指摘がある²。これは、時価算定会計基準の適用対象には時価算定会計基準で定める時価が適用されるが、時価算定会計基準の適用対象外では公正な評価額が用いられる。例えば、棚卸資産の評価に関する会計基準では、「『時価』とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。ただし、本会計基準第15項及び第60項でいうトレーディング目的で保有する棚卸資産の『時価』の定義は、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下『時価算定会計基準』という。）第5項に従い、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格とする。」（4項）とされている。このように、同じ「時価」という用語であるにもかかわらず、時価算定会計基準の適用の有無により、2つの定義が生じているというものである。このような2つの定義が存在することについては、「基準開発上の技術的な理由」や「実務的な影響はないという理由」が指摘されている³。

なお、企業会計基準委員会が発表している「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」（2019年7月4日）では、「公正価値測定に関するガイダンス及び開示」において、時価算定会計基準を公表した旨を記載しており、「検討状況及び今後の計画」において、「投資信託の時価の算定に関して、会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行い、検討後、その取扱いを改正することを予定している。また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記についても、投資信託の取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることを予定している。」と記載しており、投資信託等に関する改正が予定されている。

² 秋葉賢一「2つの時価の定義—時価算定会計基準に起因して—」『企業会計』71巻10号、2019年、25-32頁。

³ 秋葉賢一「2つの時価の定義—時価算定会計基準に起因して—」『企業会計』71巻10号、2019年、31-32頁。なお、「世間一般にも関心の高い『時価』の定義が2つあることは、わが国の会計基準の信頼を損ねることがあっても、高めることはない」（32頁）としている。

◀ 参 考 ▶

- 企業会計基準委員会「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」(2019年7月4日公表)
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/2019_0704.pdf
- 企業会計基準委員会「『時価の算定に関する会計基準』等の公表」
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190704_01.pdf
- 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190704_02.pdf
- 企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(2019年7月4日改正)
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190704_03.pdf
- 企業会計基準第9号(2008年9月改正)からの改正
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190704_04.pdf
- 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日改正)
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190704_05.pdf
- 企業会計基準第10号(2008年3月改正)からの改正点
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190704_06.pdf
- 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190704_07.pdf
- 企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日改正)
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190704_08.pdf
- 企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2019年7月4日)
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190704_10.pdf

以上